

平成29年12月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第52号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

育児休業の再度の取得及び育児休業の期間の再度の延長等ができる特別な事情を追加するための条例の改正

2 内容

(1) 再度の育児休業をすることができる特別の事情の追加（第3条関係）

既に育児休業をした職員が、再度の育児休業をすることができる特別の事情に、育児休業に係る子について保育所、認定子ども園又は家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているものの、当面その実施が行われない場合を加える。

(2) 育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情の追加（第4条関係）

既に育児休業の期間を延長した職員が、再度延長することができる特別の事情に、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているものの、当面その実施が行われない場合を加える。

(3) 再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情の追加（第10条関係）

既に育児短時間勤務をした職員が、再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情に、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているものの、当面その実施が行われない場合を加える。

3 施行期日

公布の日

議案第53号

松伏町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

児童扶養手当法の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

所得の制限に係る規定中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成30年1月1日

(2) 経過措置

2は、平成30年以降の所得による制限から適用し、平成29年以前の所得による制限については、なお従前の例による。

議案第54号

松伏町個人情報保護条例及び松伏町情報公開条例の一部を改正する条例

1 趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴い、個人情報の定義を明確化するとともに、要配慮個人情報の取扱い等について定めるための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町個人情報保護条例の一部改正（第1条）

ア 個人情報の定義の明確化

個人情報の範囲を明確化するため、個人情報の定義に個人識別符号（※1）を追加する。

イ 要配慮個人情報に関する規定の整備

（ア）要配慮個人情報の定義の新設

本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報として要配慮個人情報（※2）を定義する。

（イ）要配慮個人情報の取扱いの制限

実施機関は、要配慮個人情報について、本人の同意があるとき、法令に定めがあるとき、人の生命、身体又は財産の保護を目的とするとき等の一定の条件に該当する場合を除き取り扱わないものとする。

ウ 個人情報を取扱う小規模事業者に関する規定の削除

個人情報保護法の改正に伴い、取り扱う個人情報の量が少ない小規模事業者についても個人情報取扱事業者として同法の適用を受けることとなったため、条例中の小規模事業者に関する規定を削除する。

エ その他規定の整備

※1 「個人識別符号」とは、（1）DNA、指紋、虹彩、手指の静脈等の身体的特徴を電子計算機の用に供するため変換した符号、（2）旅券番号、基礎年金番号、マイナンバー等の対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号をいう。

※2 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報をいう。

（2）松伏町情報公開条例の一部改正（第2条）

ア 情報公開に際して不開示となる個人情報の定義の明確化

情報公開に際して不開示となる個人情報には、文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項を含むことを明示する。

イ その他規定の整備

3 施行期日等

（1）施行期日

公布の日

（2）経過措置

この条例の施行の際現に実施機関が保有する個人情報ファイルであって、記録情報に要配慮個人情報を含むものについては、この条例の施行後遅滞なくその旨を町長に通知するものとする。

議案第55号

指定管理者の指定について

1 趣旨

松伏町立かるがもセンターの管理に関し、指定管理者を指定するもの

2 内容

（1）公の施設の名称

松伏町立かるがもセンター

（2）指定管理者として指定するもの

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏357番地

社会福祉法人松伏町社会福祉協議会

会長 鈴木 勝

(3) 指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第56号

指定管理者の指定について

1 趣旨

松伏町外前野記念会館の管理に関し、指定管理者を指定するもの

2 内容

(1) 公の施設の名称

松伏町外前野記念会館

(2) 指定管理者として指定するもの

埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東三丁目4番地1

公益社団法人松伏町シルバー人材センター

理事長 坂井 剛

(3) 指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第57号

指定管理者の指定について

1 趣旨

松伏町ふれあいセンターの管理に関し、指定管理者を指定するもの

2 内容

(1) 公の施設の名称

松伏町ふれあいセンター

(2) 指定管理者として指定するもの

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏357番地

社会福祉法人松伏町社会福祉協議会

会長 鈴木 勝

(3) 指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第58号

指定管理者の指定について

1 趣旨

松伏町児童館の管理に関し、指定管理者を指定するもの

2 内容

(1) 公の施設の名称

松伏町児童館

(2) 指定管理者として指定するもの

東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

代表取締役 関口 昌太朗

(3) 指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第59号

平成29年度松伏町一般会計補正予算（第5号）

1 補正前予算額	8,391,399千円
2 補正予算額	1,042千円
3 合計	8,392,441千円

議案第60号

平成29年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

1 補正前予算額	4,374,870千円
2 補正予算額	261千円
3 合計	4,375,131千円

議案第61号

平成29年度松伏町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

1 補正前予算額	592,230千円
2 補正予算額	△1,097千円
3 合計	591,133千円

議案第62号

平成29年度松伏町介護保険特別会計補正予算（第3号）

1 補正前予算額	1,960,732千円
2 補正予算額	8,757千円
3 合計	1,969,489千円